

春日まちづくり支援センター・ぶどうの庭

シェアオフィス&クリエイタールーム利用規程

第 1 条 (目的)

本規程（以下「利用規程」といいます。）は、特定非営利活動法人 春日まちづくり支援センター・ぶどうの庭（以下「ぶどうの庭」といいます。）の活動理念に基づき設置されるシェアオフィス&クリエイタールーム（以下「シェアオフィス等」といいます。）の利用にあたり必要な事項を定めるものとします。

第 2 条 (利用目的)

シェアオフィス等は、ぶどうの庭が定款で定める正会員の個人又は団体が、自己又は団体の構成員のワークスペースとして利用する目的に限るものとします。

第 3 条 (利用等)

- 1 シェアオフィス等は、ぶどうの庭理事会の承諾を得た正会員のみが利用できるものとします。
- 2 シェアオフィス等の利用にあたっては、別途定める「ぶどうの庭シェアオフィス&クリエイタールーム連絡会（以下「連絡会」といいます。）」の決定に従うものとします。
- 3 一時利用を目的とし、賃借権、居住権等の権利は発生しません。
- 4 シェアオフィス等の利用期間及び利用料は、下表のとおりとします。

区 分	期 間	シェアオフィス	クリエイタールーム
年間利用	4/1 から 3/31	60,000円	24,000円
期間利用	毎月 1 日から 1 か月	5,000円	2000円

- 5 利用料については、年間利用の場合は翌年度分を当年度末日までに、期間利用の場合は翌月分を当月末日までに全額を支払うものとします。
- 6 シェアオフィス等の利用時間は、午前9時から午後9時までとします。
なお、夜間の利用にあっては、騒音等により近隣の住宅に迷惑をかけないように配慮してください。
- 7 正会員のうち個人会員においては本人のみ、団体会員においては当該団体代表及びその構成員のみ利用資格を有するものとします。
- 8 本施設の年間利用の途中で利用を終了する場合は、1 カ月前までに解約の申し出を行うものとし、使用しない月額分の払い戻しをします。
- 9 利用期間満了後の再利用を希望する場合は新たな申込とします。
- 10 申込予約は、利用開始希望日の6カ月前から受け付けるものとします。

- 11 シェアオフィス等の利用者は、ぶどうの庭の理念の実現及び会員相互の親睦に貢献する義務を負います。
- 12 利用者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条 第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）である場合は、利用できません。
- 13 本条各号の利用条件を満たさない場合は、利用期間途中であっても利用を強制終了することができるものとします。

第 4 条（サービスの内容）

シェアオフィス等の利用者が受けられるサービスの内容は、下表のとおりとします。なお、ぶどうの庭は必要に応じて、施設及び当サービスの内容を変更することができるものとします。

種 類	内 容	備 考
利用料に含まれるサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットの利用（フリーWi-Fi） ・可燃及び資源ごみ回収 ・鍵付きロッカー 1 個 	※駐車場使用は原則無料ですが、台数に限りがありますので予めご相談ください。
別途 有料サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・コピー機使用 ・貸室 A・B・C の利用 ※法人登記サービスは行っていません。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・上記に定めがないものについては、事務局までお問い合わせ、ご相談ください。 	

第 5 条（利用上の注意）

会員は、以下に掲げる各号の事項を遵守して、シェアオフィスを利用するものとします。

- 1 理事会の承諾を得ずに、建物内外及び室内の改造等を行うことは禁止します。
- 2 シェアオフィス内に汚物や火気・危険物を持ち込むことは禁止します。
- 3 他の利用者への配慮を欠いた会話・通話・BGM 等をご遠慮ください。
- 4 ぶどうの庭施設内は禁煙です。
- 5 シェアオフィス内での飲食は自由ですが、節度を持った利用をお願いします。
- 6 アルコール類につきましては、原則禁止とします。ただし、理事会で事前に承諾があった場合は可能とします。

- 7 借用シェアオフィス内の家具配置、機器設置等は、ぶどうの庭の承諾を得た上で行えます。(費用は自己負担です。)
- 8 施設内で SNS 等への投稿のため、ぶどうの庭事務局及び連絡会が写真及び動画を撮影することがあります。また、ぶどうの庭のホームページ等での情報発信の際に、利用者名を掲載する場合があります。
- 9 地震・火災などの災害時は、ぶどうの庭事務局の避難誘導等の指示に従ってください。

第 6 条 (利用制限)

前条に掲げるもののほか、理事会において迷惑行為があったと判断される場合は、利用の制限を行うものとします。

第 7 条 (原状回復)

利用者は、故意・過失にて建物・設備等を汚損又は損壊した場合には、ぶどうの庭に原状回復にかかる額相当の賠償金を支払わなければならないものとします。

第 8 条 (自己責任の原則)

ぶどうの庭は、以下の内容についての責任を負わないものとします。

- 1 利用者間、または利用者と第三者との間で生じたトラブル
- 2 シェアオフィス等内における、利用者の責めに帰すべき事故
- 3 シェアオフィス等内の盗難・紛失
- 4 フリーWi-Fi 利用によって生じたあらゆる損害トラブル

付則 この規程は、2024年4月1日から施行する。